右の者から昭和三三年五月二〇日当裁判所のした上告棄却決定に対する異議申立 棄却決定について裁判の解釈を求める申立があつたが、刑訴五〇一条の申立は刑の 云渡をした裁判所に対し為さるべきものであつて上告を棄却した裁判に対し許され ないこと判例であり(昭和二五年(す)二〇一号同年一二月二二日第二小法廷決定 刑集四巻一三号二八八〇頁)、もとより異議申立を棄却した決定に対し許されない こと明らかである。よつて裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

主文

本件申立を棄却する。

昭和三三年六月一七日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 垂
 水
 克
 己

 裁判官
 島
 保

 裁判官
 河
 村
 又
 介